

## 米軍の交通教育における会議の実施について

1. 日 時 令和 7 年(2025 年)12 月 22 日(月) 11:00~11:50

2. 場 所 横須賀市役所3階 会議室 A

3. 出 席 者

米海軍横須賀基地司令部 : 清水民事部長

防衛省南関東防衛局: 石下管理部長、濱田業務課長

横須賀市国際交流・基地政策課: 中野市長特命参与、高橋課長補佐

### 【会議の発言要旨】

在日米軍施設・区域の交通教育等に関する事項について、以下の点のとおり、米海軍横須賀基地及び南関東防衛局へ確認した。

(横須賀市)

- ・米軍関係者の在日米軍施設・区域の外での運転について
- ・在日米軍施設・区域内で実施されている交通教育の実情について
- ・運転ライセンスの運用について
- ・任意保険の加入状況について
- ・被害者への補償について
- ・米海軍横須賀基地での再発防止の啓発について

(米海軍横須賀基地)

- ・交通事故が発生した際は、人命救助を最優先にしている。
- ・再発防止策として交通事故が発生した際は、米海軍横須賀基地内で周知、啓発を行っている。
- ・日米地位協定に基づく米軍関係者等が交通違反をした場合、違反点数の累積による運転免許停止や取消しの対象とはならない。ただし、違反金の支払い、あるいは裁判で有罪となった場合には懲役刑または罰金が科される。そのうえで、別途米海軍横須賀基地内において交通裁判が開かれ、米軍独自の裁量により処分の対象となる。

- ・横須賀警察、憲兵隊で連携して合同パトロールや交通安全啓発活動を実施している。
- ・横須賀に赴任した軍人・軍属、またその家族に対して、教育プログラムを行い、そのプログラム内で交通教育はしっかりと実施している。
- ・米海軍横須賀基地内の広報活動等において、米軍関係者に対し交通安全や日本の交通ルール順守について、基地内放送やSNS等を通じて啓発を行っている。
- ・これ以上の詳細については、在日米軍全体の交通教育については在日米軍司令部で取り扱っているところであり、米海軍横須賀基地としてはお答えできることをご理解いただきたい。

#### (南関東防衛局)

##### ○米軍関係者の在日米軍施設・区域外での運転について

外務省及び警察庁に確認したところ、下記のとおり。

- ・日米地位協定第10条1  
「日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。」
- ・また、日米地位協定第10条1に規定する運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証(以下「運転許可証等」という。)は、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証に該当せず、運転許可証等を所持する者は同法の規定による行政処分の対象とはされていない。

##### ○在日米軍施設・区域内で実施されている交通教育の実情について

- ・米側から次のとおり説明を受けている。
- ・在日米軍は交通安全を非常に重視しており、隊員及び地域社会の安全確保に努め、常に安全運転の重要性を隊員に強調し、在日米軍施設・区域内外での責任ある行動を促している。
- ・また、在日米軍は、日米地位協定に関連する全てのガイドラインを遵守しており、日本の交通法規にも従っている。これらの事項は、各部隊及び施設において十分に理解され、適切に運用されている。
- ・米側からは、在日米軍における米軍人に対する交通安全教育の詳細については、政策上の理由により、お答えを差し控えたいとの説明を受けている。

#### ○運転ライセンスの運用について

- ・在日米軍において、車両等の安全運転のために一定の指針を設けていると承知している。

#### ○任意保険の加入状況について

- ・米側の私有車両については、SACO 最終報告において、任意自動車保険の加入が義務付けられていると承知している。

#### ○被害者への補償について

- ・公務外の米軍人等の行為による事故・事件については、賠償責任は加害者が負うため、まずは当事者間の示談により解決が図ることが求められる。その上で、当事者間の示談が困難な場合、日米地位協定第 18 条6に基づき、被害者の請求を受け、米国政府が慰謝料を決定し、被害者の同意を得てお支払いする制度がある。
- ・さらに、被害者側が加害米軍人等を相手に訴訟を提起した場合で、米側支払い額が訴訟により確定した損害額に満たないときは、必要に応じその差額を埋めるため、防衛省が SACO 見舞金として支給している。
- ・防衛省としては、被害者の心情に配慮しながら、警察や米側と緊密に連携し、今後も適切に対応していく。

#### «総括»

在日米軍施設・区域内で実施されている交通教育について、関係機関と様々な協議を重ねてきた中で米軍が交通安全を非常に重要視していることは理解した。

こうした現状を踏まえ、関係機関と緊密に連携しながら、現場の実情に即した実効性の高い対策が必要と考える。

また、日米地位協定第 10 条に基づき日本で運転許可証を取得した米軍人等に対し、横須賀市交通安全対策協議会を通じて警察の協力を得ながら、「市内で発生した交通事故等の統計資料」を活用するとともに、米軍内においても、各在日米軍施設・区域で行われる交通教育の資料としても活用してもらう等、交通事故防止につなげていく方針としたい。

また、必要に応じて引き続き、この協議を継続していきたい。

以上